

世田谷区立区民会館条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料の見直しに伴い、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料を改定するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容(別紙「新旧対照表」のとおり)

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール(予定)

平成30年	2月	区民生活常任委員会(条例改正案)
		第1回区議会定例会(条例改正案)
		公布(同日施行)
	10月	料金改定

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前															
世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月1日条例第48号										世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月1日条例第48号															
第1条～第8条 省略 (使用)										第1条～第8条 省略 (使用)															
第9条 区民会館の施設(喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。)を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。										第9条 区民会館の施設(喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。)を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。															
2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。										2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。															
(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。										(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。															
(2) 営利を目的とするとき(ホールを使用する場合を除く。)										(2) 営利を目的とするとき(ホールを使用する場合を除く。)															
(3) <u>施設の利用の目的又は内容が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</u>										(3) 管理上支障があるとき。															
<u>(4) 管理上支障があるとき。</u>																									
第10条～第22条 省略										第10条～第22条 省略															
別表第1～別表第2 省略										別表第1～別表第2 省略															
別表第3(第12条関係)										別表第3(第12条関係)															
各種 利用	午前		午後		夜間				全日				各種 利用	午前		午後		夜間				全日			
	午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午後5時30分から午後11時まで		午前9時から午後10時まで		午前9時から午後11時まで			午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午後5時30分から午後11時まで		午前9時から午後10時まで		午前9時から午後11時まで	
	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、		平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、	平日	日曜日、

改正後													改正前													
			土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日			土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日		土曜 日及 び休 日				
世第	12,5	15,0	18,8	22,5	31,4	37,7	37,6	45,0	50,3	60,3	56,4	67,6		世第	11,4	13,6	17,1	20,5	28,6	34,3	34,1	40,9	45,7	54,8	51,3	61,4
田1	80円	10円	70円	90円	60円	50円	00円	40円	30円	40円	80円	30円		田1	40円	50円	60円	40円	00円	20円	90円	50円	60円	60円	50円	90円
谷集 区会 立室														谷集 区会 立室												
世第	2,71	3,14	4,14	4,86	6,86	8,15	8,15	9,72	11,0	13,0	12,2	14,5		世第	2,47	2,86	3,77	4,42	6,24	7,41	7,41	8,84	10,0	11,8	11,1	13,2
田2	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	10円	10円	90円	80円		田2	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	10円	30円	80円	60円	
谷集 区会 民室														谷集 区会 民室												
会第	2,28	2,71	3,57	4,29	5,86	7,00	7,00	8,29	9,43	11,2	10,5	12,5		会第	2,08	2,47	3,25	3,90	5,33	6,37	6,37	7,54	8,58	10,2	9,62	11,4
館3	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	90円	80円	80円		館3	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	70円	0円	40円
別集 館会 室														別集 館会 室												
世集	9,00	10,7	13,5	16,3	22,5	27,0			36,1	43,3			世集	8,19	9,75	12,3	14,8	20,5	24,5			32,8	39,3			
田会	0円	25円	80円	00円	90円	20円			70円	20円			田会	0円	0円	50円	20円	40円	70円			90円	90円			
谷室													谷室													
区立 北沢 区民													区立 北沢 区民													

改正後												改正前												
会館別館												会館別館												
世田谷区A	集	3,14	3,71	4,86	5,72	8,00	9,58			12,8	15,3	世田谷区A	集	2,86	3,38	4,42	5,20	7,28	8,71			11,7	13,9	
立玉川区B	会	0円	0円	0円	0円	0円	0円			70円	00円	立玉川区B	会	0円	0円	0円	0円	0円	0円			00円	10円	
世田谷区	集	7,15	8,58	10,7	12,8	17,8	21,4			28,6	34,3	世田谷区	集	6,50	7,80	9,75	11,7	16,2	19,5			26,0	31,2	
立玉川区	会	0円	0円	20円	70円	70円	50円			00円	20円	立玉川区	会	0円	0円	0円	00円	50円	00円			00円	00円	
会館別館												会館別館												

改正後											
世田谷区立倉山市民会館	才田	27,8	33,3	41,8	50,1	69,6	83,5			111,	133,
	才田	50円	90円	40円	60円	90円	50円			540	710
才田										円	円
区集立会	才田	6,60	7,92	10,0	12,0	16,6	19,9			26,6	31,9
区集立会	才田	0円	0円	30円	10円	30円	30円			60円	40円
区集立会	才田										

備考 省略

別表第4 省略

別表第4の2 (第20条関係)

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで(備考第 1号の規定に より使用時間 の単位を定め た施設は、正 午から午後5 時30分まで)	午後5時30分 から午後10時 まで	午前9時から 午後10時まで	平日	日曜日、土 曜日及び休 日	平日	日曜日、土 曜日及び休 日

改正前											
世田谷区立倉山市民会館	才田	25,3	30,3	38,0	45,6	63,3	75,9			101,	121,
	才田	20円	60円	40円	00円	60円	60円			400	560
才田										円	円
区集立会	才田	6,00	7,20	9,12	10,9	15,1	18,1			24,2	29,0
区集立会	才田	0円	0円	0円	20円	20円	20円			40円	40円
区集立会	才田										

備考 省略

別表第4 省略

別表第4の2 (第20条関係)

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで(備考第 1号の規定に より使用時間 の単位を定め た施設は、正 午から午後5 時30分まで)	午後5時30分 から午後10時 まで	午前9時から 午後10時まで	平日	日曜日、土 曜日及び休 日	平日	日曜日、土 曜日及び休 日

改正後										改正前									
世田谷区立世田谷区民会館	ホール	55,000	65,950	82,650	99,070	137,660	165,160	220,320	264,240		45,840	54,960	68,880	82,560	114,720	137,640	183,600	220,200	
	集会室	15,180	18,210	22,830	27,320	38,010	45,540	60,850	72,860		13,800	16,560	20,760	24,840	34,560	41,400	55,320	66,240	
世田谷区立北沢区民会館	ホール	プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台(以下「通常舞台」という。)を設定する場合又は舞台を設定しない場合									プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台(以下「通常舞台」という。)を設定する場合又は舞台を設定しない場合								
		30,170	36,170	45,330	54,340	75,500	90,510	120,830	144,850		27,430	32,890	41,210	49,400	68,640	82,290	109,850	131,690	
		円	円	円	円	円	円	0円	0円		円	円	円	円	円	円	0円	0円	
		通常舞台以外の舞台を設定する場合									通常舞台以外の舞台を設定する場合								
		39,170	46,900	58,910	70,640	98,100	117,540	157,010	188,180		35,620	42,640	53,560	64,220	89,180	106,860	142,740	171,080	
		円	円	円	円	円	0円	0円	0円		円	円	円	円	円	0円	0円	0円	
第1集会室	3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580	12,870	15,300		2,860	3,380	4,420	5,200	7,280	8,710	11,700	13,910		
第2集会室	3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580	12,870	15,300		2,860	3,380	4,420	5,200	7,280	8,710	11,700	13,910		
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

改正後										改正前									
世田谷区立砧区民会館	集会室									集会室									
	第3集会室	<u>3,140</u> 円	<u>3,710</u> 円	<u>4,860</u> 円	<u>5,720</u> 円	<u>8,000</u> 円	<u>9,580</u> 円	<u>12,870</u> 円	<u>15,300</u> 円	第3集会室	2,860 円	3,380 円	4,420 円	5,200 円	7,280 円	8,710 円	11,700 円	13,910 円	
	第4集会室	<u>7,150</u> 円	<u>8,580</u> 円	<u>10,860</u> 円	<u>13,010</u> 円	<u>18,010</u> 円	<u>21,590</u> 円	<u>28,880</u> 円	<u>34,600</u> 円	第4集会室	6,500 円	7,800 円	9,880 円	11,830 円	16,380 円	19,630 円	26,260 円	31,460 円	
	ホ－ル	<u>30,170</u> 円	<u>36,170</u> 円	<u>45,330</u> 円	<u>54,340</u> 円	<u>75,500</u> 円	<u>90,510</u> 円	<u>120,830</u> 円	<u>144,850</u> 円	ホ－ル	27,430 円	32,890 円	41,210 円	49,400 円	68,640 円	82,290 円	109,850 円	131,690 円	
	集会室A	<u>2,000</u> 円	<u>2,280</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,570</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>6,000</u> 円	<u>8,000</u> 円	<u>9,570</u> 円	集会室A	1,820 円	2,080 円	2,730 円	3,250 円	4,550 円	5,460 円	7,280 円	8,710 円	
	集会室B	<u>2,000</u> 円	<u>2,280</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,570</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>6,000</u> 円	<u>8,000</u> 円	<u>9,570</u> 円	集会室B	1,820 円	2,080 円	2,730 円	3,250 円	4,550 円	5,460 円	7,280 円	8,710 円	
	集会室C	<u>3,140</u> 円	<u>3,710</u> 円	<u>4,860</u> 円	<u>5,720</u> 円	<u>8,000</u> 円	<u>9,580</u> 円	<u>12,870</u> 円	<u>15,300</u> 円	集会室C	2,860 円	3,380 円	4,420 円	5,200 円	7,280 円	8,710 円	11,700 円	13,910 円	

